



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） ..... 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） ..... 1
- 事業の認定（用地課） ..... 1
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） ..... 3

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（中部土木事務所） ..... 3

### 教育委員会事項

- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認 ..... 4

### 公安委員会事項

- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定 ..... 4

### 労働委員会事項

- 沖縄県労働委員会あっせん員候補者の告示 ..... 5

## 告 示

### 沖縄県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成20年4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 石垣市字白保788番19
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

### 沖縄県告示第281号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、浦添加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成20年4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県告示第282号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成20年4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 沖縄市
- 2 事業の種類 (仮称) 沖縄市社会福祉センター・男女共同参画センター建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 沖縄市住吉一丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について  
(仮称) 沖縄市社会福祉センター・男女共同参画センター建設事業(以下「本件事業」という。)は、地方公共団体である沖縄市が事業主体となつて、福祉センターを建設するものであり、法第3条第32号に該当する事業である。  
したがつて、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。
  - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業の起業者である沖縄市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条において本件事業を施行する権能を有する主体である。  
また、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。
  - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
    - ア 事業の施行により得られる公共の利益について  
旧沖縄市社会福祉センターは昭和50年に建設され、市民の福祉活動等の拠点施設として重要な役割を担ってきたが、老朽化により平成18年に解体撤去された。しかし、これまで社会福祉センターが果たしてきた役割は大きく、新たなニーズに対応するためにも社会福祉センターの建設が必要である。  
また、沖縄市においては男女共同参画社会を推進していくための啓発活動の拠点の確保等の課題を抱えており、時代に対応する新たな拠点施設(男女共同参画センター)の整備が求められている。  
昨今において、行財政は厳しさを増しており、限られた財源を有効かつ効率的に活用し、より質の高い市民サービスを提供するために、公共施設の役割と方向性等総合的かつ合理的な観点に立ち、新しい時代に対応し、沖縄市の福祉や男女共同参画社会等の実現に資するよう、両施設を複合施設として整備するものである。  
したがつて、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいものと認められる。
    - イ 事業の施行によって失われる利益について  
本件事業に係る起業地には、特に保全すべき動植物は存在しないことから、失われる利益は軽微であると認められる。
    - ウ 比較衡量  
本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。  
したがつて、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると認められる。
  - (4) 法第20条第4号の要件への適合性について
    - ア 事業を早期に施行する必要性  
上記のとおり、旧沖縄市社会福祉センターは平成18年に解体撤去されたため、事業を早期に施行する必要があると認められる。
    - イ 起業地の範囲及び収用の合理性  
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。  
また、収用の範囲は、すべての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用することに合理性があると認められる。  
したがつて、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。
  - (5) 結論  
以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて満たしているため、事業の認定を行うものである。
- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 沖縄市役所健康福祉部健康福祉総務課

**沖縄県告示第283号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年4月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 宮古島市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点改測作業）
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 宮古島市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点測量作業）
- 3 (1) 基本測量を実施する地域 石垣市、うるま市、名護市、恩納村、金武町、大宜味村及び東村
- (2) 基本測量を実施する期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（復旧測量作業）
- 4 (1) 基本測量を実施する地域 石垣市、うるま市、名護市、恩納村、金武町、大宜味村及び東村
- (2) 基本測量を実施する期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査作業）
- 5 (1) 基本測量を実施する地域 那覇市、南城市、北谷町、南大東村及び北大東村
- (2) 基本測量を実施する期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）

---

**公 告**

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年4月25日

沖縄県中部土木事務所長 福 地 貞 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年11月20日 沖縄県指令中土第600号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市宜野湾三丁目88番3ほか8筆
- 3 公共施設
- (1) 種類 道路
- (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市字古謝280番地4 宇栄原健司
- 5 検査済証番号 平成20年4月7日 C第22号
- 6 工事完了年月日 平成20年3月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年4月25日

沖縄県中部土木事務所長 福 地 貞 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年8月23日 沖縄県指令中土第363号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋2202番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字安谷屋229番地 比嘉善一
- 5 検査済証番号 平成20年4月11日 C第23号

6 工事完了年月日 平成20年3月24日

## 教育委員会事項

### 沖縄県教育委員会告示第11号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成20年4月25日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜

那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社

浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成20年5月17日から同年6月29日まで

4 観覧料の額

企画展 「情熱と戦争の狭間で－無言館・沖縄・画家たちの表現－」

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	800円	640円
	中学生及び小学生	500円	400円

#### 備考

- 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第48号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成20年4月25日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検定番号
ぱちんこ	CR コブラ 2M-V C	8P013900	愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目 56番地 株式会社ニューギン	8P0139

ばちんこ	C R A新野生の王国 N-T	8P023600	愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目 56番地 株式会社ニューギン	8P0236
回胴	ダイハンジョウホン ポ2X	7S136600	神奈川県厚木市中町2丁目7番10号 株式会社オーイズミ	7S1366

## 労働委員会事項

### 沖縄県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、沖縄県労働委員会あつせん員候補者を次のとおり告示する。

平成20年4月25日

沖縄県労働委員会

会長 比 嘉 正 幸

氏 名	現 職	関 歴	委嘱年月日
比嘉正幸	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	福岡高等裁判所判事	平成19年11月29日
大城光代	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	横浜家庭裁判所長	平成19年11月29日
矢野昌浩	沖縄県労働委員会公益委員 琉球大学法文学部教授	琉球大学法文学部助教授	平成19年11月29日
宮城和博	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士	中央大学法学部臨時講師	平成19年11月29日
宮里節子	沖縄県労働委員会公益委員 琉球大学法文学部准教授	琉球大学法文学部講師	平成19年11月29日
仲宗根清和	沖縄県労働委員会労働者委員 連合沖縄事務局長	全日本自治団体労働組合沖 縄県本部書記次長	平成19年11月29日
大濱直之	沖縄県労働委員会労働者委員 U Iゼンセン同盟沖縄県支部長	U Iゼンセン同盟福岡県支 部次長	平成19年11月29日
與那覇栄蔵	沖縄県労働委員会労働者委員 全駐労沖縄地区本部執行委員長	全駐労沖縄地区本部書記長	平成19年11月29日
喜屋武秀行	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄国家公務員労働組合顧問	沖縄開発庁沖縄総合事務局 運輸部職員	平成19年11月29日
川平朝之	沖縄県労働委員会労働者委員 航空連合沖縄副会長	沖縄地方航空同盟副会長	平成19年11月29日
又吉民人	沖縄県労働委員会使用者委員 社団法人沖縄県経営者協会専務理事	社団法人沖縄県経営者協会 事務局次長	平成19年11月29日
仲程通次	沖縄県労働委員会使用者委員 内外運輸株式会社代表取締役会長	大和自動車工業株式会社取 締役会長	平成19年11月29日
石川清勇	沖縄県労働委員会使用者委員 沖縄電力株式会社代表取締役副社長	沖縄電力株式会社常務取締 役	平成19年11月29日
饒波正博	沖縄県労働委員会使用者委員 ザ・テラスホテルズ株式会社総務人 事本部統括マネージャー	ザ・ブセナテラス副支配人	平成19年11月29日

宮城恵也	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社琉球銀行常務取締役	株式会社琉球銀行取締役 委嘱 人事部長	平成19年11月29日
比嘉久晶	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県企業局次長	平成20年4月10日
新里栄治	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県知事公室防災危機管理課長	平成20年4月10日
比嘉靖	沖縄県労働委員会事務局調整審査課 審査監	沖縄県総務部行政改革推進課副参事	平成19年4月12日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円